

○議長（小林哲雄）

次にまいります。８番、山田貴弘議員、どうぞ。

○８番（山田貴弘）

おはようございます。８番、山田貴弘です。先に通告しました、２項目の質問のうち、平日用といたしまして、大規模災害を意識した都市づくりを、について質問を行っていきたいと思います。

「開成町都市計画マスタープラン」（以下、「マスタープラン」という。）は、都市計画法第１８条の２に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であります。開成町における都市計画を総合的かつ計画的に実施するため、都市づくりの目標・施策（全体構想及び地域別構想）とその実現化方策（実現のための方途）を内容として策定されています。

そこで次のことについて、質問していきたいと思います。

①このマスタープランは、平成２７年を中間年次（「開成町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の目標年次）としていますが、現在における進捗状況及び評価は。

②東日本大震災や平成２２年の台風９号の経験や教訓とした都市づくりのあり方を、再度調査、研究する必要があると思います。（耐震改修促進法に定める、地方公共団体による耐震改修促進計画の状況は）。

③になります。広域連携を想定した町づくりの創造が不可欠であると考えています。さらなる連携の強化と充実を図り、幹線道路（都市計画道路）の延伸の推進を図るべきであると思います。

④第２次産業を中心とした企業立地は就業者数の増加が期待できるが、あわせて第３次産業において、災害時に有効的に活用できる大規模店舗（１，０００平米を超えるガソリンスタンド・機械リース業等）、いろいろな業種はありますが、その部分の誘致を行う必要があるのではないのでしょうか。

以上について、回答のほど、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員のご質問にお答えします。１番目の開成町都市計画マスタープランについて、都市計画法第１８条の２に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針に基づき、開成町の都市計画を総合的かつ計画的に実施するため、開成町総合計画や、神奈川県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と整合を図り、都市計画について、総合的な指針を示した計画として、平成８年に策定をされました。

平成１９年には、社会環境の変化や、刻々と進展する施策事業の展開を踏まえ、第四次開成町総合計画、基本計画と整合を図りつつ、平成１９年から平成３７年までの２０年後の開成町を見据えた計画として見直しが行われました。

現在、平成25、26年度に、神奈川県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しが予定をされております。そこで開成町都市計画マスタープランも、この見直しが予定されている県の方針や、平成25年度からスタートした、第五次開成町総合計画との整合を図るため、計画の見直しを行う予定であり、その中で計画の評価を行う予定であります。

次に、2番目のご質問について、平成22年の台風9号により発生した水路被害では、被害箇所の早急な復旧を行うとともに、開成町水害対策検討特別プロジェクトチームを設置をいたしました。そこでは、水害への対策及び将来の課題整理、整備方針を検討し、平成22年度から平成26年度まで、水路の防災対策に関する報告書として計画書を取りまとめをいたしました。

開成町都市計画マスタープランの防災のまちづくりについては、今年度から予定している見直しで、今年見直しされた開成町地域防災計画との整合に配慮し、水害や地震災害等の対策を検討する予定であります。

耐震改修促進計画については、今年5月に改正された国の耐震改修促進法の改正内容と整合した見直しを今後行う予定であります。

開成町耐震改修促進計画は、平成7年に発生した阪神淡路大震災や、平成16年に発生した新潟県中越地震で、昭和56年に改正された新耐震基準に基づいて建築された建物の被害が少なかったことから、平成18年に建物の耐震改修促進に関する法律が改正されたことを契機に、平成22年に策定をいたしました。

平成21年1月時点で、町内にある昭和56年以前に建てられた住宅は1,982戸あり、そのうち耐震化が必要な住宅は1,359戸で、町内の全ての住宅のうち耐震化されている住宅の比率は75%でありました。

現行の開成町耐震改修促進計画は、耐震化、促進の目標として、平成27年度までに850戸の建物の耐震化及び建て替えを促進し、町内の全ての住宅のうち耐震化されている住宅の比率を90%としております。

平成21年度から24年度に耐震改修及び建て替え等が行われた住宅は104戸あり、耐震化されている住宅の比率は76.56%で、今後3年間で目標達成に向けて、さらなる促進のためのPR、制度PRに努めてまいりたいと考えております。

3番目の質問にお答えします。平成16年に小田原、南足柄、足柄上郡5町、下郡3町により、県西地域を地区を一带の都市圏とした、県西地域総合都市交通体系マスタープランを策定いたしました。県西地域総合都市交通体系マスタープランは、県西地域を一带とした都市圏として、広域的、総合的な観点から、より効果的で、効率的な都市計画交通計画として策定をされました。県西地域総合都市交通体系マスタープラン幹線道路計画では、都市計画道路、山北開成小田原線の小田原市、南足柄市側の延伸を含めた道路整備推進の位置付けをしており、町として積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

次に4番目の質問です。ご質問のガソリンスタンドや、機械リース業等は、開成町で指定されている用途地域のうち、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工

業地域、工業地域、工業専用地域で建設することができます。開成町の幹線道路である都市計画道路沿線の用途地域は、第1種住居地域、近隣商業地域あり、これらの地域でもガソリンスタンドや、機械リース業を建設することができます。ご指摘のとおり、防災上の観点からは、そういった業種の町内立地は町民にとっても有効であると考えられます。

一方、大規模店舗や、ガソリンスタンド、機械リース業といった業種を特定して、誘致することは、ある程度進出企業の市場性に委ねざるを得ないというところもありますので、必ずとは言わないまでも、可能な限り誘致に努めていきたいと考えております。

以上ですので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。都市づくりというと都市計画法が絡んでくると、私も勉強しているんですけども、なかなか難しい部分があるというところで、住民の方もまちづくりに参加がしがたく、将来を見据えたまちづくりをつくり上げていくのは難しいのではないのかなという、逆に言えば、身近に起きていることを行政側に投げかけて、このような町にしてくれということで、展望そのもの、先々を語れないという部分では、もう少し住民を交えた中で、都市計画というものを勉強していかなきゃいけないなど。これは私も含めてそうなんです。

今回、質問に当たっては、ある程度、区画整理、2号橋の橋等々、開成町は、今まで昔の方々が開成町の方角を示した路線にのっとりつつた中で、まちづくりが見えているという部分では、5年以内によく形が見えるとわかっているところなんです、やはりこの年度で、先ほど言ったマスタープラン、そこら辺の中間期の中で見直しという部分は、大変重要な位置付けにあるのではないのかなというところで私は自負して、今回の質問に至ったということで、細かい施策に対して、ここで提案はしているんですが、なかなか条例等、都市計画等の絡み、実現が難しいというのはわかるんですが、まちづくりをしていく中で、この中間年次は、将来の開成町のまちづくりに関して、どのようなポイントにあるのかというのを一つ質問したいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

どのようなポイントにあるのかというご質問でございますが、町の発展の経緯全体の流れからいたしましても、平成26年度をもって、南部の土地計画が一応終了する予定であるとか、あるいは平成30年、今後庁舎の新設の検討ですとか、そういったところで、町全体が、当然のことながら、総合計画の中でも、平成30年に向けて、1万9,000人の人口まで伸びていくと、近隣とは全く違った一つの町が形成されていくということが明らかでございますので、そういった先を見据える上でも、この

中間年度に向けて、一つの見直しのポイントというのは、非常に将来に向けて大きな転換点といいますか、見直しの時期に当たっているということは、十分認識しているところでございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

この中間地点は、今後の開成町の展望については、大変重要な折り返し地点というか起点であるということが、ここではっきりしたと思います。そのような中で、まちづくりを行うに当たって、今までのマスタープランというのが、東日本大震災とか、平成２２年の台風９号、あれだけの降雨量を予測しない中でのまちづくりの展望というのが計画されているとは思いますが、そこら辺の部分で、災害という視点に置いた場合に、マスタープランの中間地点で、まちづくりそのものを機能的に変えていかなきゃいけないという課題はあるのかどうか、そこら辺を質問したいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

平成２２年の台風９号もそうですが、その前の平成１９年の台風の際もそうでした。従来の河川水路系の水の流入、流出、そういったものが、開成町の都市化する機能の中で十分に機能し切れなくなってきた要素もあるといった現実もある程度見えたところもございしますので、将来に向けた中では、そういった部分も今後の都市計画の中で踏まえなければならないというふうな認識はっております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ただいま認識は持っているということで、町長答弁の中で開成町水害対策検討特別プロジェクトチームを設置し、随時町内を巡視した中で、どういう状況で起きているかということで調査をし、早期に工事をしないところは手を入れたということで、これは早急な対応をしたということで大変評価をしているところであります。

しかしながら、この対応というのは、ちょっと言い方は悪いですが、事後対応という部分があるのではないかと。過去の降雨量に対して、要は断面水量を確保していればいいという法律があるのですが、やはり常時点検していく中で、それがきっかけで崩壊するとか、そういういろいろな事例はあると思うんですが、やはり事後対応というもので物事が動いているというのは否めないと思うんです。そういうような部分で、中間期に議論しなきゃいけないことは、想定外というものをなくして、過剰投資というのはいけませんけれども、やはりいろいろな角度から見ながら都市づくり、まちづくりというものを研究していかなきゃいけないと私は見ているところなんです。そのこのところで一番重要なところ、都市計画法というのがあると思いますが、都市計画法に基づいて、まちづくりを計画していると思いますが、この部分で目的

をちょっと読ませてもらいますと、都市計画内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することということで、これは都市計画法の定義の中で目的として挙げられていますが、我々地方自治体という立場の中で、この法の目的をもとに、先ほどから防災計画、マスタープラン、総合計画いろいろなものがかみ合った中で見直しをするという答弁がありますが、もともとはこの都市計画法の目的に沿うために、そういうものがあるのではないかなと感じるところなんです、そこら辺の確認をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

都市計画マスタープランと申しますのは、当然のことながら議員ご指摘のとおり、根拠は都市計画法の、今、議員が読み上げていただいたものにあると思います。認識しております。

ただ、その内容につきましては、やはりこれは町の最上位計画でございます。総合計画、それと県の整備開発保全の方針、そういったものとの整合は外すことができないといった大原則があるというふうに認識しています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

今、大原則があるということで、ちょっと自分が町長答弁で腑に落ちないのは、要は県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しがされているんで、それを見ながらやるんだよという答弁がされております。これは現実問題、法の観点からいくと、今言った目的の部分からおりてきて、県に行き、地方自治体に来るという流れはわかります。

しかし、我々地方自治体の議員という立場でもある中では、住民がどういうまちづくりを望み、どういうインフラ整備をしてもらいたい。そういうものを吸い上げて、県、国に言う立場ではないのかなと思うところで、町長は、それが出てから見直しをすると答弁されてますが、ちょっと腑に落ちないところがありますので、どちらの立場でものを述べるのか。当然、これは県に要望、国に要望、いろいろなやり方はあると思いますが、そこら辺の立ち位置ですね。それがずれてしまいますと、我々議員も提案するという立場で、まずは地方自治体の行政側を納得させ、それを上に持っていかなきゃいけない状況になりますので、そこら辺の立ち位置というもの、法の観点から決まったことをおろしているのか。町民の声を吸い上げながら、よりよいまちづくりをつくっていくためにやっていくのか。そこら辺を答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

山田議員もご存じのとおり、昨今の地方分権の流れの中では、都市計画法ですとか、建築基準法といった規制のきつい法律に関しても、大分分権の流れというのは出てきているところをご存じのとおりだと思います。

ただ、全国的な都市計画の考え方、あるいは都道府県における都市計画の考え方というのは、これはきちんと最低限の法律の中での骨格、決められたものがございますので、それは最低限守らなければいけないルールとして、我々は市町村としても尊重しなければならないというふうに考えております。

したがって、そことの整合を図った上で、条例、あるいは計画等に委任されている部分については、これはそれぞれの市町村のオリジナリティを出すところができる分野でございますので、そういったところについては、できるだけ考えを盛り込んで、それぞれの地域的な独自性を盛り込む分野として考えていってもよろしいのではないかとこのように思います。

ただ、繰り返しになりますが、もともと非常に規制の厳しい法律でございますので、その辺のところを斟酌しながらというのは、やむを得ないところだろうと考えております。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

確かに都市計画法に係る部分というのは、なかなか難しい部分があって、地方自治体の中では、裁量権がなかなか認められていないというのは、これはいろいろな角度から見てもわかっているところであります。

さて、そのような中で、耐震改修促進計画について答弁がありました。この部分で、要は昭和56年以前の住宅が1,982戸あり、そのうち耐震補強しなきゃいけないのは1,358戸と挙げられました。耐震化率は75%といたしまして、将来的には27年までには90%をしたいという数値が挙げられました。これはずっと数字を調べながら掛けていくと、この90%根拠はわかるんですが、要は分母の値が幾つなのか、ちょっと疑問が出てきたんですよ。実質、これは21年から24年度に耐震改修及び建て替えを行われた住宅は104戸ありと、町長答弁で示されました。耐震化率が75.56%であるということは、先に報告した75%、1.56%を数値で割ると、1%当たり66.7戸というような数字が出てくるんですが、逆に言うと、これは90%にしていくと何年かかるんだろう。27年までにできるのかなというちょっと疑問も出てきましたので、そこの分母の部分を答えてください。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

今の耐震率の分母のことについてお答えします。作成当時の21年当時の建築戸数

が、基本的には分母になっております。現在の戸数ということで、24年度当時に関しましては、耐震化された家というのが、先ほど報告があったとおりの数字になりますけれども、建てられた家の数が増加していますので、分母自体は数値が上がっています。すみません。細かな分母の数字が現在把握されていませんで、後ほど確認して報告しますけれども、21年当時から現在までに建てられて、増加された建物が分母の数字になっています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

再確認ですけれど、要するに町に建っている建築物全てが分母だという認識でいいのですか。

今日は30分ということで、なかなか踏み込んだ話まで持っていくと、時間が幾らあっても足りないので、細かいものはこのぐらいいたしまして、要はまちづくりを進めていく上で、この耐震改修促進計画についても、これは国からおりてきているものであるのは否めないと思います。建築物の耐震改修の促進に関する法律というのを見ていきますと、目的というものが挙げられております。地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体、財産を保護するため、建物の耐震改修の促進のため、措置を講ずることにより、建物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉に資することということで、これが目的と上がっている中で、その次に来るのが、基本方針の中で国土交通大臣という部分で建物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めなければならないというものが来て、次に神奈川県基本方針に都道府県は基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建物の耐震診断及び耐震改修促進を図るため、計画を定める、要するに国から県に来て定めている。次に何が来るかというのは、先ほど言っていた地方公共団体による耐震改修促進計画の策定というのが、ここで初めて出てきます。それを細かく分析していくと、耐震化の目標を挙げなさいよ。公共建物の速やかな耐震診断、結果公表、整備プログラムの策定等、先ほど言った建物の部分でいえば、耐震改修促進計画の策定の中に、少なくとも27年までには90%にしろという数値が出てきます。要するに上から上がってきたものが、必然的にそのまま一生懸命やって動いているというのが現状で、要は我々は開成町に住んで、本当にいい町だ、我々の身体、生命、財産を守ってくれる町なんだという、そういう町をつくってくれるんだというものが町民に見えなければ、先ほどの小林秀樹議員のヒヤッとじゃないですけれども、そのような道路環境なんていうのは、決してできないんですよ。ヒヤッとしない道路をつくるのはどうしたらいいか。これはまさしく都市計画の中に位置付けて、本当に住民が住んでいいまちづくりというものを真剣につくっていかなければいけないのではないのかなと思うところがあります。

これは、日曜議会でも触れる誘導施策にある都市づくりをということで、いろいろな項目を提案しております。その中で、今述べた耐震改修促進に関する法律の中で、

避難者の通行を確保すべき道路の指定というものが挙げられております。そこら辺を日曜議会で詳しくやってもいいんですが、策定はされているのか、されていないのか。どのように道路を位置付けているのか。あくまで県が位置付けているから県の道路でいいんだよというふうに考えているのか、我々町道にそういう指定をしているのか。そこら辺明確に答弁をもらい、日曜議会に向けて質問を考えていきたいと思いたすので、答弁のほどよろしくお願ひします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長、簡潔にお願いします。

○まちづくり部長（芳山 忠）

指定という意味なんですが、災害時緊急輸送路の指定ということでよろしいのでしょうか。災害時の緊急輸送路の指定ということでしたら、町として町道を独自に指定しているということとはございません。基本的には、都市計画道路等の指定ということになります。これは県による指定です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

今日、時間が少ないんであれなんです、建物の所有等に対する指導等の強化という部分では、今、耐震化の問題で補助金を出したりしてやっております。

道路の指定については、我々のほうに上がってきていないで、どのようになっているのかなと疑問になっていましたので、そこら辺を日曜議会までにやっているんであればやっている、やっていないんであればやっていないということで、今後の検討課題になるのではないのかなという、それを加味した中で、まちづくり、都市計画を考えていくべきではないのかというところで、今日の質問は終わりにしたいと思いたす。ありがとうございます。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

先ほどの分母のお話がありました。簡潔に申し上げますが、ちょっと答弁を訂正させていただきますんですけども、耐震化基準は、昭和56年以前のものが耐震化基準に合っていないと。昭和57年以降の建物というのは、法律上、建築基準法上は全て耐震化の基準に合っているということになっていきますから、必然的に、先ほど町長答弁いたしました1,359戸、これが基本的に分母になります。これがいわゆる耐震化されていない、昭和56年以前に建てられたものですから、そのうち何棟が改修していくかということによって率が上がっていくと、そういうことで訂正させていただきます。と思いたす。

○議長（小林哲雄）

以上をもちまして、本日の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開を10時50分とします。

午前 1 0 時 3 4 分